

令和4年度 埼玉県育英奨学金／日本看護協会

扱い	埼玉県	日本看護協会
	育英奨学金	無利子
要件	身体強健、品行方正、成績優秀、経済的な理由で必要性がある 入学試験の成績が1/2以内 ※卒業後、県内において看護師等の業務に従事することが確実であると認められる者。	日本看護協会の会員であること 看護師学校養成所2年課程(通信制)に在籍していること
保証人	連帯保証人が2名必要 1名は2親等以内の親族であること(配偶者は除く) 1名は別生計の者(関東地方に住所を有すること)	連帯保証人が必要 職業を有し、安定した収入を得ていること 他の奨学生の連帯保証人になっていないこと 国内に住所を有すること 奨学生との連絡が確保されること
金額	年額:540,000円	年額:360,000円 年額:480,000円
利息	なし (ただし返還期間中に延滞が発生した場合はのぞく)	なし
期間	2年間 1年単位の継続更新	1年又は2年間
返還	全額返還 年額:毎年貸与年額の半額以上(1月末振込み) 一括返済可能 ※卒業後2か月以内に、県内において看護師業務に従事していない場合は、一括返還。	全額返還 4年以内に一括又は割賦にて返還 繰上返還可能
手続	学校が窓口	日本看護協会に直接申し込み
手順予定	5月初旬:書類準備→申請書作成 6月中旬:申請書提出 8月:埼玉県担当者と面接 9月:内定通知 決定 10月:4月にさかのぼり受給 毎年4月に継続手続、再審査あり	日本看護協会に資料請求(ホームページ)

(注意)奨学金は全て審査が行われますので、応募者全員が受給できるわけではありません。